

日頃は、本校の活動につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本校の指導における基準について、以下の項目をご確認いただきますとともに、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1 身だしなみについて

卒業生の約8割が就職していくことを踏まえ、企業が求める人材の育成を念頭に、以下の方針に基づき指導します。

- (1) 社会人として通用する節度のある身だしなみで学校生活を送る。

不適切な身だしなみの代表例

- ・華美で奇抜な髪形（染毛、パーマ、パンク、モヒカン、ラインアート、バリカンアートなど）
- ・学校生活にそぐわない服装（ホットパンツ、ノースリーブ、タンクトップなど肌が露出する服装、甚平、浴衣、特攻服など）
- ・サンダル類（クロックス含む）での登下校（怪我等により許可された場合は除く）

- (2) 在校中の染毛・パーマは原則禁止だが、特別な理由がある場合などは面談を実施し検討する。

（地毛が明るい、色素が薄く日焼けしやすい、コテやストレートパーマによる色素抜け、白髪染めなど）

- (3) 卒業予定者（4年・3卒）が学校の斡旋・推薦を受けて就職・進学する場合は進路指導部の方針に基づき身だしなみを整える。

2 学校生活支援活動

学校生活支援活動とは、困難課題を抱えた生徒に対して、規範意識の向上や高校生としてあるべき姿を学ぶことを目的として行う特別な活動です。困難課題の解決に必要な指導・支援の方法については、課題背景を十分理解した上で活動内容を決定し、保護者及び本人に対して管理職が申し渡しをします。

困難課題の例

喫煙、喫煙同席、喫煙具所持（ライター等）、飲酒、薬物乱用、窃盗、万引き、暴力行為、いじめ、交通非行、不正行為、迷惑行為、暴言、指導無視、授業妨害、怠学など

3 授業規律の遵守

落ち着いた学校環境で、授業に集中して取り組むために、私語や居眠り・携帯電話の使用、忘れ物などの授業態度不良や授業の遅刻・中抜け・無断早退などについては厳しく指導していきます。このような行為が繰り返される場合、履修状況報告書による指導や学校生活支援活動となることがあります。

履修状況報告書による段階指導

1回目：生徒指導主事による指導 2回目：教頭指導・反省文 3回目：学校生活支援活動

4 再登校指導

頭髮・服装などの身だしなみや車両通学での違反があった場合、一定の猶予期間内に違反箇所を正すよう指導いたします。しかし、その期間内に正すことができなかった場合は、一度帰宅してから違反箇所を直し、学校に再度登校してもらいます。規則遵守の習慣形成のためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

5 欠席・遅刻指導

時間を守ることは一般社会での常識であり、企業では新規採用にあたり欠席・遅刻の状況を特に重視しています。また、ゆとりを持った行動は交通安全にもつながるため、多重遅刻者に対して指導をしていきます。指導後も繰り返される場合、履修状況報告書による指導や学校生活支援活動となることがあります。

遅刻・欠席をする場合は、保護者の方もしくはお子様ご自身で必ず学校に連絡していただきますようお願いいたします。

6 車両通学について

本校では自転車・オートバイ・自動車での通学（以下車両通学）は許可制となっています。以下の車両通学に関する校内規則の遵守をお願いいたします。無許可での車両通学、学校近隣の私有地や商業施設への無断駐車や迷惑駐車がないよう、ご家庭での指導をお願いいたします。なお、ご家庭で通学用車両の新規購入をお考えの際は、生徒指導部に必ずご相談ください。

- (1) 車両通学は、必ず通学許可を申請し学校で認可された者のみ許可する。(申請は随時受付)

通学許可申請の手順

許可願い・申請書の提出 → 面談（自動車のみ）→ 車両点検 → 許可証発行

ア 自転車の規定

- ① ベル・ライト・反射板を必ずつけ、安全に利用できるよう整備されたもののみ許可する。
(ベル・ライトは正常に作動すること)
- ② 愛知県条例第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条に基づき、ヘルメットの着用、自転車損害賠償責任保険等への加入をする。

イ オートバイの規定

- ① 「原付一種」でナンバー登録できるスクータータイプとし、原則純正の状態のみ許可する。
- ② ヘルメットはフルフェイスかジェットタイプを着用する。
- ③ 自賠責保険、任意保険に必ず加入する。

ウ 自動車の規定

- ① 概ね 2000cc 以下(電気自動車についても同様の出力を有するもの以下)で学校が認可したものとし、原則純正の状態のみ許可する。
 - ② 自賠責保険、任意保険に必ず加入する。
- (2) 車両の改造は禁止とする。ただし、消耗部品や故障個所の修理・交換について社外品を使用しなくてはならない場合、純正品と同等の性能や安全性を証明できるものを事前に提出した上で学校の認可を受けた物のみ使用してよいものとする。

ア 自転車の禁止事項例

- ・ドレスアップを目的とした部品交換（ハンドル、シート、荷台、装飾品等）

イ オートバイの禁止事項例

- ・マフラーの改造（許可のないマフラーや集音器の芯の抜き取り、穴開け等）
- ・ハンドルの取り替え及び曲げるなどの加工
- ・ナンバープレートの折り曲げや可動式への取り替え
- ・ドレスアップを目的とした部品交換（外装、ランプ、シート、ミラー、装飾品等）

ウ 自動車の禁止事項例

- ・車検に通らない車両
- ・小径ハンドルへの取り替え
- ・ボディーからはみ出したタイヤ
- ・極端に車高の低い車（9センチメートル以下）
- ・ドレスアップを目的とした部品交換（外装、ステッカー、ランプ、シート、ミラー、太いマフラーや音の大きなマフラー、装飾品等）
- ・前席のカーテン取り付け
- ・エアバックのない車両
- ・サスペンションの改造

- (3) 学校近隣のアルバイト先や親族宅等へ車両を駐車して登下校することは禁止とする。
- (4) 違反があった場合は、再登校指導、通学許可の停止・取り消し、学校生活支援活動などを行う。

7 貴重品の管理について

貴重品は肌身離さず持つ、ロッカーに入れ施錠する等、個人での管理を徹底させています。校内で盗難が発生した場合でも、学校で弁償することはできません。多額の現金やゲーム機、音楽プレーヤー等、学校生活に不要な物を校内に持ち込まないようご指導をお願いいたします。